

(3) 【英語】 The website of Ome City Government is also available in: English, Mandarin, Cantonese, Korean, Spanish and German. 【スペイン語】 La pagina web del Ayuntamiento de Ome esta disponible tambien en: ingles, mandarin, chino cantones, coreano, espanol y Alemán.

消費税軽減税率制度説明会

青梅税務署では、事業者を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から消費税率10%への引き上げと同時に実施されます。軽減対象品目の取り扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議

費や、交際費として飲食料品等を購入する事業者や、消費税の免税事業者も、取り扱い商品の適用税率の確

国民年金保険料納付案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話・文書・戸別訪問による保険料の納付の案内業務を民間委託して行っています。

受託事業者 日立トリアル ウィン(株) 012-0-211-231 ※民間委託についての詳細

10月1日から国民健康保険被保険者証が変わります

国民健康保険被保険者証(保険証)は、国民健康保険に加入している証明書であり、お医者さんにかかる

ときなどに提示しなければならぬ大切なものです。保険証が、更新の時期になりました。現在使用している保険証の有効期限は9月30日までです。

新しい保険証を9月中旬から簡易書留郵便(※)で送付しますので、10月1日から使用してください。

また、古い保険証は10月1日以降使用できませんので、10月1日以降、破棄するか、市へ返却してください。

※簡易書留郵便とは、普通郵便のように郵便物を

前10時～11時30分、午後1時30分～3時 ※午前・午後同一の内容で

会場 市役所2階会議室 問い合わせ 青梅税務署 法人課税第1部門 ☎22-3185 (自動音声に

従って「2」を選択してください)、青梅商工会 議所 ☎23-0113 日時 9月22日(金) 午

は、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp> で確認できます。

問い合わせ 青梅年金事務所 ☎30-3410

新しい保険証の有効期間は原則として平成31年9月30日までですが、退職者医療制度の期間満了や、後期高齢者医療制度(75歳到達)への移行に伴い、有効期間の短い保険証が発行されている場合があります。

国民健康保険税の滞納がある場合 保険税に滞納がある世帯の保険証は、その滞納の状況により通常の保険証より有効期間が短くなります。

また、一部の窓口での交付になりますので、対象の方には9月中旬に通知を送付します。

すでに他の健康保険に加入している場合 必ず国民健康保険を脱退する届け出をしてくださ

い。届け出をしないと国民健康保険の納税通知書が送付されま

す。新しい健康保険証と今までの国民健康保険証、納税通知書、印鑑、本人確認書類をお持ちになつて、手続きをお願いします。

※毎週木曜日は午後8時まで開庁していますので、ご利用ください。

平成29年度税制改正

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部が改正されました。

◆個人市民税関係 ●配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 就業調整をめぐり喫緊の課題に対応するため、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

平成31年度分以降の個人住民税から適用になります。

①配偶者控除：控除対象配偶者または老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する

②配偶者特別控除：配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(現行38万円超76万円未満)とし、その控除額は表2のとおりです。

③今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴い、調整控除の対象となる配偶者特別控除における所得税と個人住民税の控除額の差額は表3・4のとおりです。

◆固定資産税関係 ●わがまち特例の導入拡大 わがまち特例(特例地域決定型地方税制特例措置)とは、地方税法に規定する範囲内で各自治体が固定資産税等にかかる課税標準の特例割合を条例で定めることができる制度です。

市では、この特例割合を表5のとおり定めました。

●償却資産に対する中小企業者等特例の改正 中小企業者等が国に提出した認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械および装置に対して3年度分、固定資産税を2分の1に減額する特例措置について、その対象に国が定めた26業種の中小企業者等が取得した一定の測定・検査工具、器具・備品および建物附属設備が追加されました。

●住宅改修にかかる固定資産税の減額措置の拡充 耐震改修および省エネ改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けた場合には固定資産税の3分の2を減額します。なお、長期優良住宅以外の場合、耐震改修は2分の1、省エネ改修は3分の1を減額します。

●グリーン化特例の延長 27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、特例措置が2年間延長されました。これにより、29年4月～31年3月に初回

課家屋係 問い合わせ 土地について：資産税課 土地係 ▼減額措置の内容・申請方法 家屋・償却資産について：資産税課 家屋係

車両番号指定を受けた3輪以上の一定の環境性能を有する軽自動車について、燃費性能等に応じて30年度または31年度分の軽自動車税に限り特例措置が講じられました。

問い合わせ 市民税課庶務係

表1 配偶者控除額

所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

表2 配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超90万円以下	33万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	26万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	16万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

表3 配偶者控除の所得税と個人住民税の控除額の差額

所得割の納税義務者の合計所得金額	所得税と個人住民税の控除額の差額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000万円以下	2万円	3万円

表4 配偶者特別控除の所得税と個人住民税の控除額の差額

所得割の納税義務者の合計所得金額	所得税と個人住民税の控除額の差額	
	配偶者の合計所得金額 38万円超 40万円未満	配偶者の合計所得金額 40万円以上 45万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

表5 わがまち特例の特例割合

対象資産	減額期間	特例割合
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に直接供する家屋および償却資産	永年	2分の1
企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋および償却資産	5年度分	2分の1
緑地管理機構が設置、管理する一定の市民公開緑地の用に供する土地	3年度分	3分の2

表6 配偶者控除の所得税と個人住民税の控除額の差額

所得割の納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	
	38万円超 40万円未満	40万円以上 45万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

表7 わがまち特例の特例割合

対象資産	減額期間	特例割合
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に直接供する家屋および償却資産	永年	2分の1
企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋および償却資産	5年度分	2分の1
緑地管理機構が設置、管理する一定の市民公開緑地の用に供する土地	3年度分	3分の2

表8 配偶者控除の所得税と個人住民税の控除額の差額

所得割の納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	
	38万円超 40万円未満	40万円以上 45万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

表9 わがまち特例の特例割合

対象資産	減額期間	特例割合
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に直接供する家屋および償却資産	永年	2分の1
企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋および償却資産	5年度分	2分の1
緑地管理機構が設置、管理する一定の市民公開緑地の用に供する土地	3年度分	3分の2